

# 私たちの健康を守る国民健康保険

国民健康保険は、皆さんが病気やけがをしたときにかかる医療費を賄っている大切な制度です。職場の健康保険に加入している人や生活保護を受けている人以外は、すべての人が加入することになっています。加入の届出が遅れると、国民健康保険税は、さかのぼって納付することになります。

国保税は、私たちの健康を守る大切な財源です。納期内に必ず納付してください。

- 災害など、特別な事情もなく長い間滞納し、納税相談にも応じない世帯には、やむを得ず・・・
- ◇保険証を返してもらい、資格証明書を交付します。これにより、医療費の支払いがいったん全額自己負担となります。
  - ◇保険給付(高額医療費・出産一時金・葬祭費等)が差し止められたり滞納保険税額分が差し引かれたりします。
  - ◇最終的には、財産・給与・預貯金などの差し押さえを行うことがあります。
- ※資格証明書とは、国保の被保険者の資格を証明するだけのものです。

◎このような措置をとることがありますので、国保税は必ず納期内に納めましょう。

## 国民健康保険税は、年齢によって納め方が異なります

40歳未満	⇒	医療分	のみ
40歳から64歳	⇒	医療分	+ 介護分
65歳以上	⇒	医療分	(介護保険料は別に納めます)

## 平成19年度の五條市国民健康保険税の決め方

国保税	医療分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得割(加入各人の前年所得－基礎控除330,000円)の合計×7.5%</li> <li>※平成17年1月1日現在において65歳以上の公的年金受給者は、今年度においては70,000円の公的年金控除があります。</li> <li>・資産割 加入各人の固定資産税額×40%</li> <li>・均等割 19,500円×加入人数</li> <li>・平等割 一律19,000円</li> </ul> <p style="text-align: center;">最高限度額 52万円</p>
	介護分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得割(加入各人の前年所得－基礎控除330,000円)の合計×1%</li> <li>・資産割 加入各人の固定資産税額×6%</li> <li>・均等割 5,100円×加入人数</li> <li>・平等割 一律3,300円</li> </ul> <p style="text-align: center;">最高限度額 7万円</p>

## 平成19年度の納期限

第1期	7月31日(火)	第5期	11月30日(金)
第2期	8月31日(金)	第6期	12月25日(火)
第3期	10月1日(月)	第7期	1月31日(木)
第4期	10月31日(水)	第8期	2月29日(金)

## 「前納報奨金制度」を廃止します

国民健康保険税の納期前納付による「前納報奨金制度」は、今年度から廃止することになりました。皆さんのご理解とともに、今後も納期前納付にご協力をお願いします。

## 口座振替制度利用者への領収書について

国民健康保険税の納付に、各銀行や郵便局などの預貯金口座より、口座振替で納付を行っている場合について、昨年度までは、口座振替済みの領収書は、納期ごとにハガキで送付していましたが、**平成19年度より、最終納期(翌年2月末日)引き落とし後に、一括での領収書送付となります**ので、ご理解をお願いいたします。

なお、前納の場合については、従来どおり1期納期引き落とし後に領収書を送付します。

※納税は、便利で確実な口座振替をご利用ください。  
(手続きは、通帳および登録印を持参の上、各金融機関および市・支所の窓口で行ってください)

■問合せ先 保険課保険税係 ㊦(内線266、368)